

京都市消防局告示第 2 1 号

平成 4 年 9 月 1 日京都市消防局告示第 5 号（京都市火災予防条例第 5 4 条の 4 の規定に基づく喫煙等の制限区域の指定）の一部を次のように改めます。

令和 5 年 3 月 3 1 日

京都市消防局長 井上 元次

改 正 前			改 正 後		
喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域			喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域		
特定文化財対象物名称	住 所	喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域	特定文化財対象物名称	住 所	喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域
(略)			(略)		
八坂神社	東山区祇園町北側 6 2 5 番地	<u>西楼門付近</u>	八坂神社	東山区祇園町北側 6 2 5 番地	<u>境内全域</u>
		<u>蛭子社付近</u>			<u>(指定喫煙所を除く。)</u>
		<u>本殿付近</u>			
(略)			(略)		

(消防局予防部予防課)